



宮 崎 県 公 報

平成30年4月12日(木曜日) 第 2986 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○国土利用計画(宮崎県計画)の変更……………(中山・地蔵課) 1	頁
○救急病院の認定……………(医療業務課) 1	
○民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1	
○歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 2	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2	
公 告	
○家畜人工授精講習会修業試験の合格者……………(家畜防疫対策課) 2	

○基本測量終了の通知……………(管理課) 2	
○落札者等の公告…………… 2	
労働委員会告示	
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 履歴等の公示…………… 2	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 3	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 分の1の数…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 449号

国土利用計画(宮崎県計画)を平成30年3月27日付けで変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第9項において準用する同条第5項の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 450号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074-3

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 451号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内平1936-3、1936-10、1954-丁、1956-乙
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 452号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字樋重4772-15(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第453号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

宮崎県告示第454号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)29-3	株式会社ナカノ住宅代表取締役中野義弘	小林市細野字登立4295番9、4295番10、4296番2、4297番11	6.00	66.44	平成30年3月30日
			~		
			6.02		
			4.00	17.99	

公 告

平成30年2月13日から3月14日まで開催した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 2 3 4 6 7 8 9 10

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報号外第30号により公告した基本測量(機動観測)が平成30年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年4月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約) 平成30年度発行予定部数 2,166,000部(毎号約 361,000部×年6回)

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成30年4月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番1

5 落札金額

21,06円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成30年2月22日

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、経歴等を次のとおり公表する。

平成30年4月12日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成30年4月3日現在)

氏名	現職(又は前職)	委嘱日
有村文雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平29.8.21
江藤洋行	労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社 顧問	平29.8.21
大森一仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平29.8.21
岡田保彦	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐	平30.4.3
奥野厚子	労働委員会事務局 調整審査課課長	平28.4.4
金丸憲史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平29.8.21
木原章浩	商工観光労働部 雇用労働政策課課長	平30.4.3
工藤久昭	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	平29.8.21
黒木忠博	労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会 会長	平29.8.21
後藤厚一	労働委員会公益委員 (宮崎県総合博物館長)	平29.8.21

芝 三千代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8. 21	乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年4月2日現在次のとおりである。 平成30年4月12日 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明 東臼杵郡選挙区 8,096人
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 会長	平29. 8. 21	
日 野 直 彦	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21	
福 島 昭 一	労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組 合会議 副議長	平29. 8. 21	
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査 役	平29. 12. 18	
藪 田 亨	労働委員会事務局長	平30. 4. 3	
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21	
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士	平29. 8. 21	
横 山 節 夫	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 顧問	平29. 8. 21	

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年4月2日現在次のとおりである。

平成30年4月12日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,498人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,611人

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を

--	--